

仕様書番号：E7-26
作成年月日：令和7年9月29日
作成部隊名：関東補給処用賀支処
総務部管理課

火災警報装置補修

件名	火災警報装置補修	図面番号	1 / 2
図面名称	表紙	縮尺	—

仕 様 書

1 件 名

火災警報装置補修

2 場 所

東京都世田谷区上用賀1-20-1 関東補給処用賀支処

3 概 要

火災警報盤（P型1級受信機（蓄積式）（ニッタン㈱ 1PZ0-10L））補修 1式

・操作基盤 PC-03013-10L 1枚交換

・制御基板 PC-03014-10L 1枚交換

試運転調整 1式

4 一般共通事項

(1) 総 則

本仕様書は、用賀駐屯地で実施する「火災警報装置補修」について適用する。本仕様書に記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」
- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
- ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
- ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」

(2) 疑 義

疑義事項については、官側と協議する。

(3) 現場管理

請負者は、施工現場において一切の管理を行い、駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し、作業を実施する上で必要かつ適切な措置を行うものとする。

(4) 現場の納まり等に関する協議

現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難または不都合な場合は官側と協議する。

(5) 書類手続

着工に先立ち、関係書類、工程表各2部を監督官へ提出する。

(6) 駐屯地内への出入門等

駐屯地内への出入門等については、所定の手続き及び諸規則に従うものとする。

(7) 使用材料

工事に使用する材料は、すべて新品とし、搬入時に官側に連絡し、材料検査に合格したものを使用する。

(8) 写真

工程毎施工前・中・完成後及び隠蔽される箇所及び、その他監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

※写真は「工事写真の撮り方」を参照

(9) 光熱水料

官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

(10) 発生材

金属類については、重量を量り発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、場外処分としマニフェストE票の写しを官側へ提出する。

(11) その他

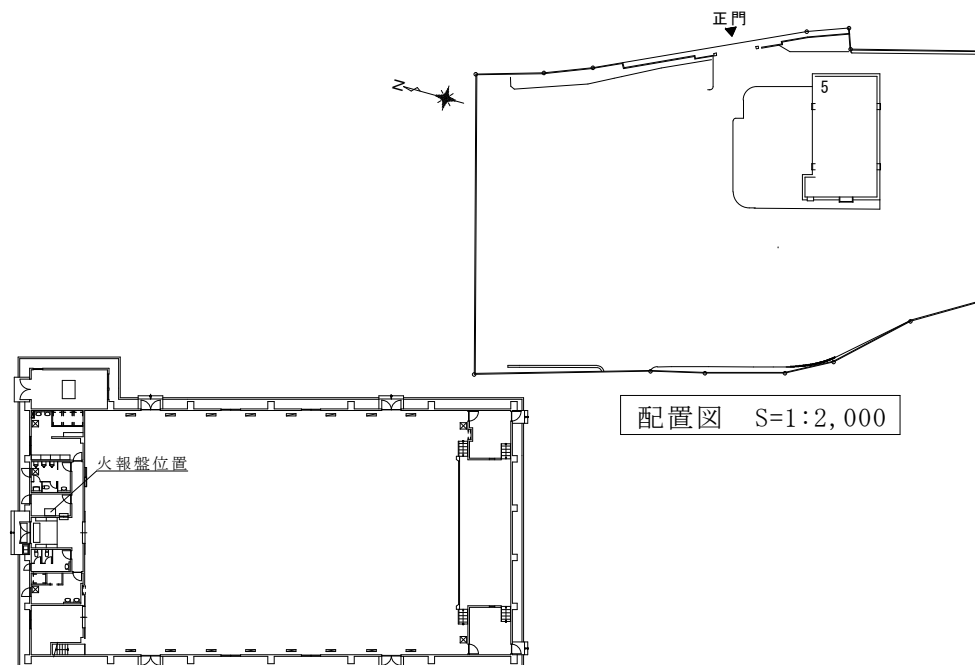
本作業を実施するにあたり、駐屯地内外の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万が一損傷等を与えた場合は、速やかに監督官及び部隊等管理者に報告するとともに、全て請負業者の負担において処置すること。

5 特記事項

(1) 日程は監督官との協議によるものとし、実施工程表を作成し提出すること。

(2) 改修に伴い関係官署への届け出が必要な場合は作成し提出すること。

(3) 図面、仕様書に記載又は指示のない事項でも、技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施すること。



5号建物1階平面図 1:500

件名	火災警報装置補修	図面 番号	2 / 2
図面 名称	仕様書・配置図・平面図	縮 尺	—